平成26年 第3回 対 馬 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第12日) 平成26年9月19日 (金曜日)

議事日程(第5号)

平成26年9月19日 午前10時00分開議

日程第1 議案第66号 平成26年度対馬市一般会計補正予算(第3号)

日程第2 議案第78号 対馬市介護保険地域支援事業基金条例

日程第3 議案第79号 対馬市観光情報館ふれあい処つしま条例

日程第4 議案第80号 対馬市仁田ダム運動公園条例

日程第 5 議案第81号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例

日程第6 議案第82号 対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第7 議案第83号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第8 議案第92号 長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について

日程第9 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

日程第10 請願第2号 TPP交渉並びに農協改革に関する請願書

日程第11 陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを 求める陳情

日程第12 陳情第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第13 議案第93号 港湾区域内公有水面の埋立てについて (厳原港湾)

日程第14 議案第94号 漁港区域内公有水面の埋立てについて(唐崎漁港)

日程第15 議案第95号 財産取得契約の締結について

日程第16 委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第1 発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書

追加日程第2 発議第4号 TPP交渉並びに農協改革に関する意見書

追加日程第3 発議第5号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改 正などを要請する意見書

追加日程第4 発議第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度 政府予算に係る意見書

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第66号 平成26年度対馬市一般会計補正予算(第3号)

日程第2 議案第78号 対馬市介護保険地域支援事業基金条例

日程第3 議案第79号 対馬市観光情報館ふれあい処つしま条例

日程第4 議案第80号 対馬市仁田ダム運動公園条例

日程第 5 議案第81号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例

日程第6 議案第82号 対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第7 議案第83号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第8 議案第92号 長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について

日程第9 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

日程第10 請願第2号 TPP交渉並びに農協改革に関する請願書

日程第11 陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを 求める陳情

日程第12 陳情第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第13 議案第93号 港湾区域内公有水面の埋立てについて(厳原港湾)

日程第14 議案第94号 漁港区域内公有水面の埋立てについて(唐崎漁港)

日程第15 議案第95号 財産取得契約の締結について

日程第16 委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第1 発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書

追加日程第2 発議第4号 TPP交渉並びに農協改革に関する意見書

追加日程第3 発議第5号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改 正などを要請する意見書

追加日程第4 発議第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負

担制度2分の1復元をはかるための、2015年度 政府予算に係る意見書

出席議員(21名)

1番	春田	新一君	2番	小島	德重君
3番	入江	有紀君	4番	船越	洋一君
5番	渕上	清君	6番	脇本	啓喜君
7番	黒田	昭雄君	8番	小田	昭人君
9番	長	信義君	10番	波田	政和君
11番	上野洋	羊次郎君	12番	齋藤	久光君
13番	小宮	教義君	14番	初村	久藏君
15番	大浦	孝司君	16番	小川	廣康君
17番	大部	初幸君	18番	兵頭	栄君
19番	作元	義文君	20番	山本	輝昭君
21番	堀江	政武君			

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

 局長
 神宮 満也君 次長
 松本 政美君

 課長補佐
 國分 幸和君 主任 洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部	能成君
副市長	髙屋	雅生君
副市長	比田朋	券尚喜君
教育長	梅野	正博君
しまづくり戦略本部長	平山	秀樹君
総務部長	桐谷	雅宣君
総務課長	根〆	英夫君

総合政策部長	平間	壽郎君
市民生活部長	俵	輝孝君
福祉部長	仁位	孝良君
保健部長	福井	順一君
農林水産部長	阿比留	習勝也君
建設部長	西村	圭司君
水道局長	増田	敬一君
教育部長	豊田	充君
中対馬振興部長	多田	満國君
上対馬振興部長	園田	俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村	三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅	一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野	清利君
消防長	竹中	英文君
会計管理者	阿比留	留 保君
監査委員事務局長	糸瀬	美也君
農業委員会事務局長	春日亀	劃一君

午前10時00分開議

O議長(堀江 政武君) おはようございます。

ただいまから、議事日程第5号により本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、市長より議案の訂正の申し出があっておりますので、お諮りします。 議案第79号、対馬市観光情報館ふれあい処つしま条例について、お手元に配付のとおり字句 を訂正することについて、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。議案第79号は、配付のとおり訂正を承認することにします。

日程第1. 議案第66号

日程第2. 議案第78号

日程第3. 議案第79号

日程第4. 議案第80号

日程第5. 議案第81号

日程第6. 議案第82号

日程第7. 議案第83号

日程第8. 議案第92号

○議長(堀江 政武君) 日程第1、議案第66号、平成26年度対馬市一般会計補正予算(第3号)から、日程第8、議案第92号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議についてまでの8件を一括議題とします。

議案第66号は、各常任委員会に分割付託、議案第78号、議案第81号から議案第83号及び議案第92号の5件は厚生常任委員会に、議案第79号及び議案第80号の2件は産業建設常任委員会にそれぞれ付託をしておりましたので、各常任委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員(16番 小川 廣康君) おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました議案第66号、平成26年度対馬市一般会計補正予算(第3号)、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、13款諸支出金について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告をいたします。

本委員会に係る歳入は、10款地方交付税で普通交付税の追加、14款国庫支出金でがんばる地域交付金の追加、学校施設環境改善交付金の減、15款県支出金で緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金の追加、消防団員加入促進事業費補助金、18款繰入金で振興基金繰入金、教育施設整備基金繰入金、子ども夢づくり基金繰入金の追加が主な補正であります。

歳出については、2款総務費で集会施設等改修工事、博物館建設に係る周辺整備計画策定業務 委託料、路線バス発車時刻表示システム構築委託料が主な補正であります。

9款消防費では、消防庁舎改修工事の追加、10款教育費ではスポーツ活動振興補助金の追加、 建築単価の改正に伴う上対馬学校給食共同調理場の建設工事費及び備品購入費の追加が主な補正 であります。

当委員会において、特に意見が出された点について御報告申し上げますので、今後の市政に反映されますようお願いをいたします。

博物館建設については、現在、県との合築を基本に協議中でありますが、国内観光客の増加策 等を検討しながら、周辺整備計画策定に臨んでほしい。

消防団員加入促進事業については、4月1日現在で、定員1,900人に対し、実員は 1,552人となっています。「自らの地域は自らで守る」の理念を幅広く啓発し、若年層の入 団について、関係者一丸となって取り組まれることを望みます。

また、今年度の長崎県消防ポンプ操法大会のあり方について、現団員の消防に対する士気の減退が危惧されます。このことについても関係者で協議され、的確な対策をされますよう望みます。 以上、議案第66号につきましては、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

- ○議長(堀江 政武君) 厚生常任委員長、脇本啓喜君。
- 〇議員(6番 脇本 啓喜君) 平成26年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました議案について、その審査の経過の概要と結果を同規則 110条の規定により報告いたします。

まず、保健部にかかる審査の経過を報告します。

議案第66号、対馬市一般会計補正予算(第3号)のうち、保険課にかかる歳入、14款2項1目1節総務管理費補助金は、国が進める社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に向けて、各自治体に補助金が交付され、国庫補助率は事業費の3分の2で、残り3分の1は一般財源の投入となりますが、これらは全額交付税で措置されます。

マイナンバー制度導入経費については、特別会計への繰り出し等を含め、健康増進課や福祉部からも詳細な説明を受けました。以下、同制度に関する補正部分は割愛します。

歳出、3款1項4目28節繰出金の一部は、糖尿病性腎症重症化予防事業に、新たに取り組む ための国民健康保険特別会計への繰り出しです。

なお、糖尿病性腎症重症化予防事業とは、糖尿病との合併症として発症する腎症の予防と重症 化を防止することで、人工透析患者増加の抑制などを図り、医療費の抑制を目指すため、対馬市 が重点的に取り組む事業です。

健康増進課に関する歳出4款1項2目予防費は、予防接種委託料の追加です。これは予防接種 法第5条に基づく水痘、成人用肺炎球菌の定期接種化によるもので、それぞれ9割、3割の交付 税措置がされています。

議案第78号、対馬市介護保険地域支援事業基金条例は、本年の通常国会において、全国一律の介護予防給付であったものが、市町村単独で取り組む地域支援事業に移行される法律が制定されたことに伴い、地方自治法第241号第1項の規定により、条例を制定し、基金を設定するものです。

委員からは、サービス低下を心配する声も出される中、限られた財源の中でサービス低下を可能な限り抑制し、かつ健全な基金運営に努めるよう指摘がなされました。

続いて、市民生活部関連の予算について報告します。

歳入21款1項3目衛生費は、(仮称)対馬市中部汚泥再生処理センター整備事業に係る予算においての振興基金繰入金の充当に伴う合併特例債の減額です。

歳出の主なものは、4款1項4目衛生費、環境衛生費、斎場峰浄苑の修繕料にかかる11節需用費の増です。これで昨年2炉とも使用不能となる事態を生じさせ、市民の皆様に多大な御迷惑をおかけしておりました当斎場にかかる一連の改修は終了することとなります。

次に、2項1目15節工事請負費の増は、現在、整備中の生ごみ堆肥化施設建設工事費が、平成26年2月の建築単価等の改定に伴い、人件費、資材費等が大幅に高騰したため、建設事業費が平成25年度繰越事業費を大幅に上回り、所要の補正を行うものです。

2目塵芥処理費では、燃料費の増に伴う11節需用費の増で、昨年11月の県による対馬クリーンセンターの排ガス測定検査により、一酸化炭素濃度の低減対策の指摘を受け、それに対応するための燃料費が増加し、所要の補正を行うものです。

- 13節委託料の増は、同センターの機械器具法令点検、保守点検業務にかかる後期分です。
- 3目し尿処理費は、し尿処理3施設の運転管理委託料の執行残の減額です。

担当課長からの、当初予算編成時から灯油単価が12円10銭上昇したとの説明に対し、委員から、島外業者からの購入も今後は検討すべきだとの意見があり、担当課長から、調査を行うとの答弁がありました。

なお、今回、付託案件外ですが、今年度より新たに開始された少量排出事業者登録制度の進捗 状況中間報告を求めたところ、現在、全島で110の事業者が登録しているとの報告でありまし た。制度の周知に努め、対象となる事業者に、新制度登録勧奨や自主搬入及び収集業者との委託 契約締結の指導など、公平公正な事業系一般廃棄物回収の徹底に努めるよう指摘しました。

また、ことしで12回目を迎える日韓市民ビーチクリーンアップ事業について、市民への周知不足を指摘しました。事業の目的には、海岸漂着ごみ問題に関する市民の関心を高めることも含まれており、市民に対するごみ削減等への啓発活動を推進するよう指導しました。担当課長より、今後、より積極的な啓発活動に取り組む旨の答弁がありました。

次に、福祉部関連の議案について報告します。

補正予算のうち、福祉課に係る歳入、14款1項1目1節社会福祉費負担金は、障害児通所給付費負担金で、児童福祉法により身体や知的障害及び精神に障害のある児童が、児童発達支援施設や放課後等デイサービスを利用した場合の経費に対する負担金の追加見込み分で、2分の1が国費負担です。

同様に、15款県支出金1項2目1節社会福祉費負担金も、同負担金追加見込み分で、4分の 1が県費負担です。

歳出の3款1項5目19節負担金補助及び交付金は、栃木県で10月に開催されるねんりんピ

ックの全国大会に、豊玉町卯麦地区のゲートボールチームが参加する旅費の補助で、県の補助金 を引いた残りの5分の2の補助です。

こども未来課に関する歳入は、12款2項2目3節児童福祉費負担金で、広域入所負担金を追加計上し、14款国庫負担金、15款県負担金も同様に追加計上しています。

また、14款1項1目3節児童扶養手当負担金の追加、15款2項2目3節児童福祉費補助金では、放課後児童健全育成事業補助金を追加計上などです。

続きまして、歳出は、3款2項1目8節報償費から11節需用費において、子ども・子育て会議に係る経費を追加しています。

今回の付託案件外ですが、消費税の引き上げに際し、所得の低い方(住民税非課税世帯)へ支給される臨時福祉給付金の申請状況報告を求めました。

8月末現在、申請率39.2%と低水準であったため、9月1日から未申請の受給者対象見込み者全員に対し、申請書を交付しました。

また、当初の申請締め切りは9月末日でしたが、今後の申請の提出状況を把握し、12月末日までの申請期限延長も検討しています。詳細は福祉課にお尋ねください。

なお、児童福祉臨時給付金の申請は9割以上申請済みですが、こちらも申請期限を延長する予 定です。詳細は、こども未来課へお問い合わせください。

議案第81号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第82号、対馬市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第83号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、子ども・子育て支援新制度が、平成27年度から本格実施されることに伴う新規の条例制定です。

議案第81号は、認定こども園、幼稚園、保育所からなる施設型給付及び小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業内保育からなる地域型保育給付についての運営基準を、議案第82号は、地域型保育のそれぞれの事業の設備、運営に関する基準を定めています。

なお、施設型給付は、県の認可、市町村の確認、地域型保育給付は、市町村の認可確認となります。

また、議案第83号は、放課後児童クラブの拡充に必要な基準を定めるものです。

少子化が急速に進行し、かつ津々浦々に集落が点在する本市においては、少人数の保育をどのように組み立てていくかは重要な課題です。

また、持続可能な社会形成には、女性の社会進出が欠かせません。保育士不足を初めとするさまざまな課題も山積する中、早急に新制度の調査、研究を行い、市民に制度の周知を図るとともに、本市の現状と将来予測に則した子ども・子育て支援制度、支援に関する計画策定と円滑実施に取り組むよう指摘しました。

議案第92号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議については、特に慎重審議が求められるとの観点から、最後に持ち越し、十分な審議を行いました。

本案件は、壱岐市が長崎県病院企業団に加入するために必要な規約の変更を行うものです。御案内のとおり、平成20年に長崎県離島医療圏組合が解散するころの壱岐市民病院は、業績及び医師の確保も堅調で、長崎県病院企業団が発足時には加入しませんでした。

しかし、国の研修医制度改革等で医師の確保が次第に困難となり、それに伴い業績不振に陥ってしまいます。平成23年12月議会で、壱岐市長が企業団加入を表明します。

その後、県や企業団から、人件費削減、単年度黒字化、累積赤字の解消等の経営改善を求められ、この度その成果をもって企業団加入の準備が整ったとして、加入各自治体に壱岐市の企業団加入承認を求めるものです。

審議に先立ち、現在でも対馬地域の3病院は慢性的医師不足にある状況であり、壱岐市民病院が独自で医師の確保を行うことを企業団病院加入の条件とすべきだとの観点から、当委員会より企業長名で、それを担保するに値する公文書を委員会当日まで提出いただくことを求めました。その文書を添付しておりますので、ごらんください。一番最後につけております。

そこには、県病院企業団から壱岐市民病院への義務期間中の養成医の派遣は当分の間行わない こと、壱岐市民病院が企業団加入後も、従来どおり福岡圏域の大学からの医師派遣の継続をいた だく約束ができたことが記載されています。

当日の審査概要を報告します。

まず、担当部課長から詳細な説明を求め、次に病院企業団議員からもこの案件に関する当該議会への報告内容等の補足説明を受けました。

説明によれば、壱岐市民病院による経営改革、累積赤字の解消は、一定の成果が認められるため、現時点での医師確保はできているものの、将来にわたり独自の医師の確保が可能であるか否かが、加入承認の焦点となることが再確認されました。

企業長から提出を受けた公文書の文言のうち、「当分の間」とは、果たしてどれくらいの期間を指すのかが不透明だなど、委員からの不安を感じる意見もありましたが、これ以上の回答を県及び病院企業団から引き出すことは困難であろうとの結論に達しました。

壱岐市においては、今後も独自での医師確保に努めていただくよう、切に要望いたします。

以上、本委員会に付託されました議案第66号、議案第78号、議案第81号、議案第82号、 議案第83号、議案第92号について、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数により6議案とも 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

〇議長(堀江 政武君) 産業建設常任委員長、小田昭人君。

○議員(8番 小田 昭人君) 産業建設常任委員会の審査報告を行います。

平成26年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第66号、平成26年度対馬市一般会計補正予算(第3号)、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、議案第79号、対馬市観光情報館ふれあい処つしま条例、議案第80号、対馬市仁田ダム運動公園条例の3議案であります。

その審査の過程と結果を同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

議案第66号、平成26年度対馬市一般会計補正予算(第3号)につきましては、本委員会に係る歳入の主なもののうち、14款国庫支出金において、水産業費補助金の減額は、瀬漁港整備事業補助金の間接補助による県補助金への組み替えであります。

15款県支出金において、総務管理費補助金の増額は、林業技術者育成2名分の新規補助事業、 農業費補助金の経営体育成支援事業補助金は、アスパラガス共同生産管理施設やトラクター、コ ンバイン等の購入に対する補助金、20款諸収入において、雑入の増額は、鳥獣被害防止緊急捕 獲等対策事業交付金の追加であります。

21款市債において、水産業債の増額は、阿連漁港、瀬漁港整備事業費の組み替えによる追加、 都市計画費の増額は、まちづくり交付金事業で、厳原小学校線改築事業に伴う用地取得費及び補 償費の追加によるものであります。

歳出の主なものとしては、6款農林水産業費で、対馬北中部アスパラガス生産部会が導入する 共同生産管理施設や、豊玉町作業受託組合等が導入するトラクター、コンバイン等機械購入に対 しての補助金の助成、農業施設維持補修工事が7カ所、大谷農道災害防除工事及び農道島山支線 舗装工事の増額、林業振興費の委託料の増額は、長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の地 域人づくり事業で、未来りん業が行う森林整備に携わる林業技術者の育成事業の新規雇用2名分 を計上、有害鳥獣駆除事業補助金の追加、漁港建設費の委託料の増額は、ストックマネジメント 事業の組み替えによるものであります。

7款商工費で、対馬市観光情報館ふれあい処つしまの内部施設整備委託料、備品購入費の計上、また、湯多里ランドつしま温泉水中ポンプ購入、比田勝港国際広場整備工事の増額など、8款土木費で、卯麦宿中線排水溝整備工事の増額、グリーンピア樽ケ浜線道路改良工事の減額は、公有財産購入費に組み替えるものであります。

議案第79号、対馬市観光情報館ふれあい処つしま条例につきましては、現在、厳原町今屋敷672番地1に建設中の対馬市観光情報館ふれあい処つしまの新設に伴い、この施設の管理運営について指定管理制度を導入するもので、新たに条例の制定を行うものであります。

議案第80号、対馬市仁田ダム運動公園条例につきましては、現在は主体がゴルフ場であり、

このゴルフ場の設置運営は、非営利の任意団体であります対馬ゴルフ倶楽部が行っております。 しかしながら、ゴルフ場については占用主体を地方公共団体等に限定し、占用の許可が行われ ているため、今回ゴルフ場を含む運動公園を指定管理により運営するため、条例の制定を行うも のであります。

以上、本委員会に付託されました議案第66号、議案第79号及び議案第80号の3議案につきましては、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長(堀江 政武君) 付託案件に対する審査報告が終わりました。

これから、各委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第66号、平成26年度対馬市一般会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 次に、議案第78号から議案第83号までの条例制定議案6件について、 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(堀江 政武君) 次に、議案第92号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第66号、平成26年度対馬市一般会計補正予算(第3号)について、討論はありませんか。13番、小宮教義君。

○議員(13番 小宮 教義君) 反対討論でございます。私は、一般会計補正予算(第3号)に おける観光交流センターにかかわるバス停事業に反対でございますので、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、反対の理由でございますが4点ございます。

まず、第1点は、2つのバス停は要らないということです。そして2点目は、1年半前に市が 計画をしたまちづくりの基本計画を全くもって無視をしているということ、そして3点目は、国 を欺く計画であるということです。そして4点目は、議会を愚弄する行為であるということです。 この4点でございます。

まず、第1点のバス停は2つは要らない。これは現在の対馬市交流センターの前にティアラの

バス停がございます。それと、今、計画をしておる観光交流センターのバス停もともにするとい うことでございます。

この観光交流センターのバス停の問題については、観光物産協会を中心に、経営運営プロジェクトチームをつくっておりました。そして、その中においては、当初の計画どおり観光バスが4台とまるようになっておりました。それを市長の一言で路面バスに変更した経緯がございます。そして、この新しくできる観光交流センターのバス停、ここは切符の売り場もございません。そして、交通関係の情報を提供する対馬交通も入らないわけでございます。なぜ、入らないのか、これは当初の計画に盛り込んでないからであります。だから、目的外使用としてみなされて入れないわけでございます。要するに、行き当たりばったりの政策のあらわれであります。

そして、2点目は、基本計画を全く無視をしたということです。ここに対馬市博物館基本計画 がございます。この中に、一般質問で申し上げましたが、この中に今現在、観光交流センターの あの土地は、観光玄関口として位置づけております。その中に、観光バスなどの駐車場の整備も 検討しますというものが入っております。

これにつきましては、私が一般質問の中で質問しましたら、市長はこれについて、観光バスなどの駐車場ということであれば、あたかもバス停も含むようなお考えのようでございました。駐車場とバスがとまるバス停、駐車場と停車場、これは全く意味が違います。この用語の基本的なことも理解できていない、まさに基軸がずれた計画でございます。

それと、3点目は国を欺く、市民は慣れておりますけれども、国を欺く行為だということでございます。

ここに、対馬市が文化庁長官に出した書類がございます。これは、今、解体が終わりましたけれども、厳原の幼稚園解体の跡の利用について、文化庁長官に許可をいただく文書でございます。 文化庁長官宛てです。

この中で、今までは、今、観光交流センター、工事していますけれども、以前はあそこにたく さんのバスがとまっておりました。それを現在は厳原幼稚園のほうに移しております。その取り 決めの分でございます。許可をいただく条件として、市が文化庁に提案をした理由です。

よろしいですか、5項目ございますけれども、まず2項目に、「現在、大型バスの駐車場及び 乗降所となっている観光交流センター建設予定地の工事期間中、代替機能を持たせ、臨時駐車場、 乗降所として暫定的に使用する」と、これは市のほうが文化庁に願い出たことです。

そして、3番目には、こうも書いてあります。「観光交流センター完成後は、今の建物が完成をした後には、大型バス昇降所として機能を復帰するので、当該地における臨時駐車場は機能は解除する」と、要するに、今、幼稚園のところでとめておるけれども、今の観光交流センターができれば、従来どおりあそこに観光バスを入れるので、今の駐車場は機能をなくすというふうな

申し合わせでございます。

これは、でも実際は路面バスが入るようになっております。以前に決めてそうなっとるわけですから。国までだますというこの行為、まさに神をも恐れぬ不届き者でございます。これが3点目です。

そして、4点目でございますが、議会を愚弄しておるんじゃないかと、あまりにも。と申しますのは、この文化庁長官に出した日付は、本年度の1月の20日ですよ。そして、私どもが路面バスの予算関係を審議して決定したのは、去年の12月です。そして、11月には全協において詳しく説明を受けました。その後、12月に予算関係も成立したわけです。

よろしいですか、12月に予算が成立したその時点においては、路面バスだったんですよ。そして、これは何たることか、文化庁長官には、出した分には、復帰をするんだというふうなことになっておるわけです。全く、議会を無視するのも甚だしいと思います。

以上、4点でございます。

私ども議会は、市長の追認機関じゃございません。私どもそれぞれ議員が、市民の皆様から選んでいただいて、そして議席をいただいておるわけでございます。

ならば、市民のためにやらなければいけない、私がいつも言うんですが、議員の職務とは何ぞ や、これは行財政の批判と監視なんです。悪いものは悪いんだと、いいものはいいんだとはっき りと言うこと、これが私どもが市民から付託されたものでございます。

いろいろと考えがございましょうけれども、やはり心静かに、明鏡の止水に、この心に戻っていただいて、何が正しいのかを何が悪いのかを、市民のために御決断をいただけますように切にお願いを申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長(堀江 政武君) 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。本件に対する各委員長の審査報告は、いずれも可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(堀江 政武君) 起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、対馬市介護保険地域支援事業基金条例について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。
 次に、議案第79号、対馬市観光情報館ふれあい処つしま条例について、討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」、「議長、起立採決」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議があるようでございますので、起立によって採決をします。本件は 原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(堀江 政武君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第80号、対馬市仁田ダム運動公園条例について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第82号、対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第83号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の3件について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、3件を一括採決します。3件に対する委員長の審査報告は可決であります。3件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。3件は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第92号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

〇議長(堀江 政武君) 起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 請願第1号

日程第10. 請願第2号

日程第11. 陳情第3号

日程第12. 陳情第4号

○議長(堀江 政武君) 日程第9、請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める 請願書から日程第12、陳情第4号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制 度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についてまでの 4件を一括議題とします。

陳情第4号は総務文教常任委員会に、請願第1号及び陳情第3号は厚生常任委員会に、請願第2号は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、小川廣康君。

〇議員(16番 小川 廣康君) 審査の経過と結果を報告いたします。

平成26年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました陳情第4号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告をいたします。

本陳情は、子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備を求めるものであります。

一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があり、 そのための少人数学級などの定数改善と義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元することを含め、教育予算及び学校現場に必要な人員を確保するよう関係機関に意見書提出を求める陳情の趣旨は十分理解できるものであります。

審査の結果、陳情第4号は、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。 以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

- 〇議長(堀江 政武君) 次に、厚生常任委員長、脇本啓喜君。
- ○議員(6番 脇本 啓喜君) 平成26年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書、陳情第3号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告します。

当委員会は、請願書及び陳情書並びに当該提出団体から送付されたパンフレット等、さらには委員会独自に入手した当該提出団体に関する資料等をもとに、慎重に審査を行いました。

請願第1号については、手話が音声言語と対等であることを広く国民に周知し、ろうあ者が手話を学ぶ権利を保障し、どこでも気兼ねなく自由に手話が使える社会環境の醸成を求めるという請願の趣旨は、2011年に障害者基本法の改正が行われた趣旨と合致している。また、請願内容に関しても妥当であるとして、委員からの反対意見はありませんでした。

次に、陳情第3号についても、陳情の趣旨は十分理解し得る内容である。また、陳情内容も妥当であるとして、委員から陳情内容に関する反対の意見はありませんでした。

以上、本委員会に付託されました請願第1号、陳情第3号は、審査の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり採択すべきものと決定しました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

- 〇議長(堀江 政武君) 次に、産業建設常任委員長、小田昭人君。
- ○議員(8番 小田 昭人君) 審査の経過と結果を報告します。

平成26年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました請願第2号、TPP交渉並びに農協改革に関する請願書について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本請願の趣旨としては、政府は農業の成長産業化を旗印として、TPP等による農業市場の開放、農業改革などの市場経済の論理による施策を推し進めようとしているが、行き過ぎた市場開放、農業改革は、家族農業を中心とした我が国農業、農村のありさまを根本から否定するものであり、離島、中山間地等、条件不利地が多い本県においては、特に地域の崩壊に直結することが強く懸念されるため、TPP交渉並びに農協改革に関して、農産物の重要品目について、除外または再協議とした国会決議を遵守するとともに、同決議に基づき、国民への十分な情報提供と国民的論議を実施すること、またJA総合事業を堅持するよう政府に対して強く働きかけてほしい旨の請願であります。

本市においても身近な問題であり、請願内容も妥当であるとして、委員から反対意見はありませんでした。

以上のとおり、本請願の趣旨は十分に理解できるものであり、採決の結果、賛成多数により採 択すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

〇議長(堀江 政武君) 報告が終わりました。

これから4件の委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第2号、TPP交渉並びに農協改革に関する請願書について、討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元 をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。再開は11時15分からとします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時14分再開

〇議長(堀江 政武君) 再開します。

日程第13. 議案第93号

日程第14. 議案第94号

日程第15. 議案第95号

〇議長(堀江 政武君) 日程第13、議案第93号、港湾区域内公有水面の埋立てについて(厳原港湾)から日程第15、議案第95号、財産取得契約の締結についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、西村圭司君。

〇建設部長(西村 圭司君) ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第93号、港湾区 域内公有水面の埋立てについて(厳原港湾)につきまして、提案理由とその内容を説明申し上げ ます。

追加議案書の1ページをお願いします。

本案件は、平成25年第4回定例会で御審議・御決定いただいておりました国と長崎県が並行して事業を進めております、厳原地区旅客ターミナル再編事業にかかわる公有水面埋立てについての案件でございますが、御決定いただいた後、国と長崎県の施工する区域を変更する必要が生じたため、今回、長崎県が追加して実施する埋立ての、公有水面埋立て免許出願に係る意見について異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

埋立ての必要性につきましては、追加議案書の4ページの埋立て必要理由書のとおり、今回、ジェットフォイル対応岸壁を整備しようとするものでございますが、これが水深、泊地を備えた係留施設であるため、既設護岸の前面を埋立て、その用地を確保しようとするものでございます。 追加議案書の7ページの位置図並びに8ページの平面図で黒く塗りつぶした部分、74平方メートルを埋立てるものでございます。

なお、国直轄事業の埋立て分につきましては、埋立て区域縮小に係る変更許可申請となりますが、市町村の意見聴取は不要となっております。

また、公有水面埋立法第3条第1項に基づく埋立免許願書の縦覧期間が9月2日までとなって おりますことから、追加議案で上程させていただきました。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申

し上げます。

- 〇議長(堀江 政武君) 農林水産部長、阿比留勝也君。
- ○農林水産部長(阿比留勝也君) ただいま一括議題となりました議案第94号、漁港区域内公有 水面埋立てについて(唐崎漁港)の提案理由について御説明いたします。

追加議案集の9ページをお願いいたします。

本議案は、対馬市が整備を進めております唐崎漁港地域基盤整備事業に伴う公有水面埋立免許 出願に係る意見について、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、異議のない旨、長崎県 知事に答申するため、同条第4項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

埋立ての必要性につきましては、別紙12ページに埋立て必要理由書を添付しております。既存のマイナス2メーター物揚場の前面に、マイナス3メーター岸壁を整備することで、陸揚げ及び積み込み等の作業スペースを確保し、作業の効率化を図ろうとするものでございます。

埋立て面積は301.33平方メートルでございます。

議案末尾に位置図及び平面図を添付しております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜 りますよう、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(堀江 政武君) 消防長、竹中英文君。
- **○消防長(竹中 英文君**) 続きまして、議案第95号、財産取得契約の締結について、その提案 理由と内容を御説明申し上げます。

追加配付の議案集17ページをお願いいたします。

本案は、消防本部が現在導入を進めております災害対応特殊救急自動車の取得契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る9月2日、3社によります指名競争入札を執行いたしましたところ、1社の辞退があり、2社による入札の結果、最低入札者である西九州トヨタ自動車株式会社長崎支店、支店長吉本明浩氏が、3,100万円で落札いたしましたので、消費税相当額を加算した3,348万円で、9月3日、同氏を相手方とした財産取得仮契約を締結いたしております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

今回購入いたします車両は、本署で運用しております平成10年度に導入した救急自動車の更 新車両で、地震等の災害時に路面変化等に対応すべく、4輪駆動方式を取り入れた災害対応型の 高規格救急自動車でございます。

大変簡単ではありますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお 願い申し上げます。 ○議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから、3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。6番、脇本啓喜君。

- ○議員(6番 脇本 啓喜君) 議案第93号、この厳原港湾の埋立てについてですが、説明の際に、ジェットフォイルの岸壁として埋立て部分が足りないから、やるんだということでしたが、このジェットフォイル、御案内のとおり、もう製造は禁止されておりまして、これからどれくらい、このジェットフォイル自体がこの対馬の厳原の港に入ってくる期間が考えられているんでしょうか。この埋立てに係る年数です。それから、その後、ジェットフォイルがまだその埋立てたところを使う、使用する年数です。分かっていらっしゃれば、答弁お願いします。
- 〇議長(堀江 政武君) 建設部長、西村圭司君。
- **〇建設部長(西村 圭司君)** ジェットフォイル岸壁については、30年度にジェットフォイル岸壁が完成すると振興局から聞いております。シフトができると聞いております。

どのくらい入るかということでございますが、それにつきましては、現在の入っている船の数だと、それ以上の数は今聞いておりません。

- 〇議長(堀江 政武君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** ジェットフォイルが今後の耐用年数を含め、製造という見通しのお話であったかと思いますが、明確なことは私どもも持ち合わせてはおりません。

ただし、最近、このジェットフォイルというのは、もう皆さま御存じのように、川崎重工さんがもっぱらつくってあったわけですけども、5機というのか、5隻というのか、よくわかりませんが、というまとまったオーダーがあればつくってもいいんだというような話は漏れ聞きはしますが、現時点において、1艇、1機では対応はしていかないんだというふうなお話でした。

それと、あと何年もつんだろうかというお話ですが、これについては、飛行機ではありません けども、重整備等を毎年行っておりますので、相当年数はもつんだろうなというふうなことしか、 私どもも情報としては入れておりません。申しわけございません。

- O議長(堀江 政武君) 6番、脇本啓喜君。
- ○議員(6番 脇本 啓喜君) 私も専門家ではないので、どれくらい、今走っているジェットフォイル、高速船自体が修繕を繰り返しながら耐用年数があるのか。これから、そういう整備の技術等も上がっていって、延びる可能性はあるとは思うんですが、今後、どういう船をこの厳原港に停泊できるような形にしていくのかというのは、重要な計画だと思います。今のまんまのROROほうのRORO船でいいのか、LOLOのほうのLOLO船に切りかえて、それまで入れるような形にしていくのか。私は、今後、対馬の経済の鍵は貿易にかかっているというふうに常々言っていますが、この港の整備というのは、将来何十年にもわたる計画になってきます。後から、こういう船を入れたいと思っても、もうここでこういう計画をつくってしまっているとい

うことでは手おくれになる場合も考えられますので、どういう船を将来的に発着場としていきたいのかという構想も、難しいことですが、検討していただきたいというふうに思っております。 以上です。これは要望です。

○議長(堀江 政武君) 答弁はいいですね。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) これで質疑を終わります。

お諮りします。 3件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。 3件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第93号、港湾区域内公有水面の埋立てについて(厳原港湾)について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。議案第93号は、原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。 次に、議案第94号、漁港区域内公有水面の埋立てについて(唐崎漁港)について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。議案第94号は、原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。 次に、議案第95号、財産取得契約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。議案第95号は、原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。

日程第16. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長(堀江 政武君) 日程第16、委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

決算審査特別委員会、3常任委員会において審査中の事件であります、認定第1号、平成25年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第11号、平成25年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの11件について、配付しておりますとおり、継続審査の申し出があっております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。11件は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。配付のとおり発議第3号、「手話言語法」制定を求める意見書、発議第4号、 TPP交渉並びに農業改革に関する意見書、発議第5号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労 災認定基準の改正などを要請する意見書、発議第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務 教育費国庫負担制度2分の1の復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書が提出され ました。4件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題にしたいと思います。 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。発議第3号から発議第6号までの4件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第3号

追加日程第2. 発議第4号

追加日程第3. 発議第5号

追加日程第4. 発議第6号

- ○議長(堀江 政武君) 追加日程第1、発議第3号、「手話言語法」制定を求める意見書から追加日程第4、発議第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書までの4件を一括議題とします。 提出者の趣旨説明を求めます。6番、脇本啓喜君。
- 〇議員(6番 脇本 啓喜君) 発議第3号、平成26年9月19日、対馬市議会議長堀江政武様。 提出者、対馬市議会議員脇本啓喜、賛成者同、小川廣康、賛成者同、小田昭人。

「手話言語法」制定を求める意見書、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の 規定により提出します。

「手話言語法」制定を求める意見書(案)。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法 体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切 な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話が言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した 改正障害者基本法では、「全て障害者は可能な限り、言語(手話を含む)、その他の意思疎通の ための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって、本市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう、強く求めるものである。記、

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、 手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及・研究することのできる環境 整備を目的とした「手話言語法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月19日、長崎県対馬市議会。

提出先、内閣総理大臣様。

- 〇議長(堀江 政武君) 次に、8番、小田昭人君。
- ○議員(8番 小田 昭人君) ただいま議題となりました発議第4号、TPP交渉並びに農協改革に関する意見書は、まず、TPP交渉については、農産物の重要品目については、国会決議を遵守し、国民への十分な情報提供と国民的議論の実施を求め、また、農林水産業、地域の活力創造プランによって盛り込まれた農協等の改革においても、農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革の内容を十分尊重するよう求めており、市議会としても意見書を採択したく、意見書を朗読し、説明にかえさしていただきます。

発議第4号、平成26年9月19日、対馬市議会議長堀江政武様。提出者、対馬市議会議員小

田昭人、賛成者同、小川廣康、賛成者同、脇本啓喜。

TPP交渉並びに農協改革に関する意見書、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

TPP交渉並びに農協改革に関する意見書(案)。

TPP交渉については、継続して首席交渉官会合が開催されるなど、参加国間による協議が進められており、重要品目の関税が撤廃されることとなれば、離島・中山間地を多く抱える本県農業は甚大な影響を被ることは明白であり、地域農業・農村の崩壊につながることが危惧される。

一方、政府は、6月24日に「農林水産業・地域の活力創造プラン」(以下「プラン」という)を 改訂したが、プランでは、これまで同様「農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させるこ とを目指す」という目標を掲げつつ、新たに農協、農業委員会、農業生産法人の改革が盛り込ま れた。

農協改革については、JAの具体的な事業やガバナンス、連合会の事業・組織形態、中央会制度の自律的な新たな制度への移行など、事業・組織のあり方について、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を出すとしている。

ついては、国におかれては、TPP交渉並びに農協改革の審議に当たっては、下記の事項に留意するよう強く求める。

1つ、TPP交渉について

TPP交渉に当たっては、農産物の重要品目について、「除外または再協議」とした国会決議を遵守すること。

また、同決議に基づき「国民への十分な情報提供」と「国民的論議」を実施すること。

2つ、農協改革について

農協改革の実施に当たっては、農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革の内容を十分尊重 すること。

(1) I A総合事業の堅持について

プランは、信用事業の代理店方式の活用を推進するとしているが、仮に代理店化した場合、営農資金への対応や集出荷施設等の地域農業振興のための投資が困難となることが懸念される。

プランが目指す農業所得の倍増を実現するためにも、信用事業を含む J A の総合事業を堅持すること。

(2) 准組合員の利用制限について

プランは、准組合員の事業利用について一定のルールを導入するとしているが、JAの事業は 地域の重要なライフライン機能を担っており、利用者の利便性や利用者保護、地域社会への貢献、 一定の事業量確保などの観点からも、准組合員の事業利用について制限しないこと。

(3) 理事会制度について

プランは、理事の過半数を認定農業者及び農産物販売や経営のプロとするとしているが、現行制度においても理事の3分の1は外部登用が可能であり、新たな理事の資格要件を課すことはJA運営の混乱を招くこと等が懸念されるため、現行制度を維持すること。

(4) 全農の株式会社化について

プランは、全農の株式会社化を前向きに検討するよう促すとしているが、全農の株式会社化は 協同組合であることを否定するものであり、選択肢として疑問がある。

全農の株式会社化については、系統組織がその必要性を議論し、全農みずからが会員の意思により決定すべきものであり、外部より一方的に促すべきではない。

(5) 中央会制度について

プランは、農協法上の中央会制度は自律的な新たな制度に移行するとしているが、県中央会の あり方については、会員である県下JAや自治体等の意向も踏まえて決定すべきである。

これまで県中央会が果たしてきた代表・総合調整機能や農政推進等の公的役割、会員 J A の経営指導等は今後も必要であり、少なくとも県中央会は農協法上存置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月19日、長崎県対馬市議会。

提出先、衆議院議長様。参議院議長様。内閣総理大臣様。農林水産大臣様。内閣府特命担当大臣様。内閣官房長官様。

以上のとおりであります。御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(堀江 政武君) 7番、黒田昭雄君。

○議員(7番 黒田 昭雄君) ただいま議題となりました発議第5号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書は、世界保健機構において、軽度外傷性脳損傷の病態について定義づけされているにもかかわらず、日本の医療における認識率の低さとMRI等の画像検査においても異常が見つかりにくいことから、労災や自賠責保険の対象外として、本人、家族等が悩み、苦しんでいるケースも多く、その啓発・普及が重要であります。

市議会としても、当意見書を採択したく意見書を朗読し、説明にかえさしていただきます。

発議第5号、平成26年9月19日、対馬市議会議長堀江政武様。提出者、対馬市議会議員黒田昭雄、賛成者同、小川廣康、賛成者同、小田昭人。

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書、上記の議案を 別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書(案)。

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝

撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構(WHO)において定義づけがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されています。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MR I などの画像検査では異常が見つかりにくいため、労災や自賠責保険の補償対象にもならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

以上のことから、医療機関を初め、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考えます。

国におかれましては、現状を踏まえて、下記の事項について適切な措置を講ずるよう、強く要望します。

- 1. 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、 労災の障害(補償)年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- 2. 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像にかわる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
- 3. 軽度外傷性脳損傷について、医療機関を初め国民、教育機関への啓発・周知を図ること。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月19日、長崎県対馬市議会。

提出先、衆議院議長様。参議院議長様。内閣総理大臣様。総務大臣様。厚生労働大臣様。文部科学大臣様。

以上のとおりでありますけれども、御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(堀江 政武君) 次に、16番、小川廣康君。
- ○議員(16番 小川 廣康君) 最後になろうかと思います。もうしばらく御辛抱ください。

ただいま議題となりました発議第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書は、子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出すための教育の役割は重要であり、その条件整備として、一人一人の子供に丁寧な対応を行うための学級規模の引き下げについては、その趣旨についても同意できるこ

とから、市議会としても当意見書を採択したく意見書を朗読し、説明にかえさしていただきます。 発議第6号、平成26年9月19日、対馬市議会議長堀江政武様。提出者、対馬市議会議員小 川廣康、賛成者同、脇本啓喜、賛成者同、小田昭人。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、 2015年度政府予算に係る意見書、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に より提出をいたします。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、 2015年度政府予算に係る意見書(案)。

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人一人の子供にも丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

社会状況等の変化により、学校は、一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっている。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子供たちや、障害のある子供たちへの対応等も課題となっている。いじめ、不登校などの生徒指導の課題もある。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要である。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人~35人学級が行われている。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることのあらわれであり、国の施策として財源補償すべき必要がある。また、文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民の意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として26人~30人を挙げている。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた。その結果、自治体財源が圧迫され、非正規教職員もふえている。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子供の学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

よって、国におかれましては、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の 国の割合を2分の1に復元することを含め、教育予算及び学校現場に必要な人員を確保するよう、 関係機関へ働きかけるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月19日、長崎県対馬市議会。

提出先、内閣総理大臣様。総務大臣様。財務大臣様。文部科学大臣様。 以上でございます。議員皆様の御同意賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから、4件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。4件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。 4件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

発議第3号、「手話言語法」制定を求める意見書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。
次に、発議第4号、TPP交渉並びに農協改革に関する意見書について、討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。発議第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。
次に、発議第5号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。発議第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。
次に、発議第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。発議第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要する ものがある場合、その整理権を、会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議員(6番 脇本 啓喜君) 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。
- ○議長(堀江 政武君) 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。 市長より挨拶の申し出があっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 閉会に当たり、お礼と御報告を申し上げます。

本定例会におきましては、9月8日から12日間にわたり慎重に御審議いただき、御提案申し上げました平成26年度対馬市一般会計補正予算(第3号)及び条例の一部改正、制定などの議案につきまして御決定を賜りまして、ありがとうございます。衷心より厚く御礼を申し上げます。本日御決定いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努め、対処してまいりたいと存じます。

また、本定例会の本会議や各常任委員会での審査におきまして、議員皆様から頂戴しました御 意見等につきましては、今後の行政施策への検討課題として捉え、機会あるごとに情報の発信と 共有に努めていく所存でございます。

次に、本会期中に御指摘がありました事項中、次の3件につきまして、概略、御報告を申し上げます。

まず、脇本議員から御指摘のあった海水浴場監視員の勤務実態についてでございますが、対馬市が県公安委員会へ開設届を提出しております海水浴場 1 1 カ所のうち、上対馬振興部管内に6 カ所ございます。

安全管理については、風雨の激しい荒天時においては、遊泳禁止指示ののぼりを設置した後、 監視員が待機していないという勤務形態がありました。事故防止措置は、海水浴場開設者である 市の重要な責務でありますので、現状を真摯に受けとめ、安心、安全な海水浴場の運営に努めて まいりたいと思います。 次に、波田議員からお尋ねのありました国際ターミナル使用料の使途についてでございますが、25年度、利用客が18万7,900人、使用料が約3,660万円で、観光客の増加により、年々増加をしております。

その使途については、平成25年度は、使用料の約38%に当たる1,380万円を使用料徴収委託などの委託料と国際ターミナルの光熱水費や修繕料等の維持管理に、約3%の110万円をターミナル関連の市債の償還に、約18%の680万円をターミナル関連事務を行う職員の人件費に、それぞれ充当しております。残りの約41%に当たる1,500万円につきましては、将来の大型補修に備え、基金積み立てを行っているものでございます。

なお、市民皆様へは、改めて市報等でお知らせをしたいと考えております。

3件目は、議会初日に、8月8日開催の第32回長崎県消防ポンプ操法大会の結果について、 作元議員より御質問を受け、議会開会中ではありますが、お許しをいただき、手がとれ次第、県 に出向いて話をしてみたいとの答弁をさせていただきました。その報告でございます。

9月12日に、長崎県消防保安室に出向き、佐伯危機管理監、河内消防保安室長とお会いし、 審査及び審査結果確定の経緯、改善点や、今後どのように消防団へ理解を求めていこうとしているのかということについて説明を求めました。

失格の要件についてはルール説明を受けたわけでございますが、会場で操法競技を見ている 人々の目と審査結果の乖離があまりにも大き過ぎるということにつきましては、こちらが納得で きる説明はもらえずに終了したところでございます。

大会審査に対する信頼回復には、厳正審査、説明責任といったものを第32回大会より格段に 上げた上で、明らかにする必要があり、今後は審査基準の内容確認と見直し、また執行部の大会 運営についても大きく改善することを確認してまいったところでございます。

長崎県消防協会が出した結論を覆すことはかないませんでしたが、この思いをばねに、今後の 大会において、必ずや優勝し全国大会出場を果たすことを切に願うものであります。

なお、平成25年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定をはじめとする認定議案につきましては、閉会中の決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託されますが、審査につきましてはよろしくお願いいたします。

また、比田勝港国際ターミナル新築工事(建築本体)及び、仮称ではありますが、上対馬・上 県学校給食共同調理場建築工事に係る契約案件について、御審議いただきたく、11月に臨時議 会の開催をお願いしたいと考えておりますので、議員皆様方の御理解を賜りたいと存じます。

最後に、議員皆様方の御健勝と御活躍を御祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長(堀江 政武君) 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成26年の第3回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議をいただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待いたします。

皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。平成26年第3回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。 午後0時06分閉会 会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 堀江 政武

署名議員 渕上 清

署名議員 脇本 啓喜